

研究活動における不正行為等の防止のための基本方針

豊田理化学研究所は、社会の信頼と期待に応えるために、研究者として遵守すべき事項を豊田理化学研究所研究者倫理規程として定め、また、研究活動に係る行動規範、各種規程の整備と研究費の不正使用を防止するための不正防止計画の策定など、研究活動における不正行為等の防止に向けた活動を着実に実行する。

豊田理化学研究所では、社会に対する公益財団の使命・責任を果たすため、研究活動に係る不正行為等の防止に関する対応を以下のとおり定め、これを遵守していくことで社会の信頼に応え、公正な研究活動を遂行していく。

【研究活動に係る不正行為等の防止のための管理・責任体制の明確化】

当財団における研究活動を公正に実施するため、公的研究費の不正使用防止のため選任された最高管理責任者、統括管理責任者が、不正行為防止に関してもその任にあたり、不正防止全体の指導性を適切に発揮する。

1. 最高管理責任者である常務理事は、当財団の研究活動全体を統括し、不正行為等の防止について最終責任を負う。
2. 総括管理責任者である事務局長は、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施する。

【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】

コンプライアンス教育及び研究倫理教育等を着実に実施し、豊田理化学研究所研究者倫理規程をはじめとする研究に係る各種規程及び文部科学省が定める各種ガイドラインの周知に努め、これらの理解不足による研究活動に係る不正行為等の防止を図る。

【不正行為等を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施】

不正防止計画推進部署である事務局担当者は、総括管理責任者の指導の下、不正行為等の発生要因の把握・分析に努め、不正防止計画を推進するとともに、計画の見直しを常に行う。

【相談窓口の設置】

研究活動に係る不正行為等の相談等を受付ける窓口は、公的研究費の使用に関する相談窓口である下記の部署とする。

事務局総務グループ

住所：愛知県長久手市横道 41-1

TEL : 0561-63-6141 / Fax : 0561-63-6327

E-mail: madoguchi@toyotariken.jp 責任者：総務グループリーダー

【通報窓口の設置】

研究活動に係る不正行為等が発生するおそれ、または、発生してしまった場合に通報を受付ける窓口は、公的研究費の不正使用の通報窓口である下記の部署とする。

事務局総務グループ

住所：愛知県長久手市横道 41-1

TEL : 0561-63-6141 / Fax : 0561-63-6327

E-mail: madoguchi@toyotariken.jp 責任者：総務グループリーダー

【各種規程等の整備と公表】

「豊田理化学研究所における研究者の行動規範」、「豊田理化学研究所 研究者倫理規程」、「豊田理化学研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程」をはじめとする研究に関して当財団で定めた各種規程等については、最新の法令、指針、ガイドライン等に沿って随時見直すとともに、その内容を財団内外に公表し、社会的説明責任を果たす。

2016年1月1日